

秋田医療福祉株式会社

短期入所生活介護施設千寿苑

《介護保険事業所番号：0570519702号》

- 1 短期入所生活介護施設利用契約書
- 2 短期入所生活介護施設重要事項説明書
- 3 個人情報の使用に係る同意書

目 次

- 1 短期入所生活介護施設利用契約書
(P2~P9)
- 2 短期入所生活介護施設重要事項説明書
(P10~P19)
- 3 個人情報の使用に係る同意書
(P20~P20)

短期入所生活介護施設千寿苑契約書

____様（以下「契約者」といいます）と秋田医療福祉株式会社代表取締役社長佐藤龍馬（以下「事業者」といいます）は、契約者が短期入所生活介護施設千寿苑（以下「事業所」といいます）において、事業者から提供される短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり締結します。ただし、契約者が著しく判断能力が不十分な場合は、契約者の家族等による代理人の記名押印により契約を締結できるものとします。

第1章 総則

第1条（契約の目的）

- ① 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じ、その居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し第4条定める短期入所生活サービスを提供します。
- ② 事業者が契約者に対して実施する短期入所生活サービスの内容、利用日、利用期間、費用等の事項（以下「短期入所生活支援介護計画」といいます）は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

この契約期間は契約の締結の日から、契約者の要支援・要介護認定の有効期間満了までとします。ただし、契約期間満了の7日前までに、契約者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（短期入所生活支援介護計画の決定・変更）

- ① 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の短期入所生活支援介護計画書を作成するものとします。
- ② 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活支援介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は契約者に対して、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- ③ 事業者は、短期入所生活支援介護計画について、契約者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- ④ 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、又は契約者もしくはその家族等の要請に応じて、短期入所生活支援介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活支援介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族と協議して、短期入所生活支援介護計画を変更するものとします。

- ⑤ 事業者は、短期入所生活支援介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして事業所において、契約者に対して宿泊サービスを提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外サービス）

- ① 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する短期入所生活介護サービスを提供するものとします。ただし、区分支給限度額を超えた費用については全額自己負担となり、保険の適用にはなりません。
- ② 事業者は前項のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス料金の支払い）

- ① 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額といいます）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- ② 契約者は要支援・要介護状態に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割又は2割又は3割）を事業者に支払うものとします。ただし、契約者がいまだ要支援・要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス料金をいったん支払うものとします。（要支援・要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。〔償還払い〕）
- ③ 第5条第1項に定めるサービスについて、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- ④ 前項のほか、契約者は食事の提供に係る費用と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- ⑤ 前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとします。
- ⑥ 支払いについて、滞納や延滞がある場合、連帯保証人はこれを契約者に代わり翌月月末までに支払うものとします。

第7条（利用日の中止・変更・追加）

- ① 契約者は、利用期日前において、介護サービスの利用を中止、変更又は新たなサービスの

利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

- ② 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、ほかの利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第8条（利用料金の変更）

- ① 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- ② 第6条第3項及び第4項に定めるサービス料金については、経済状況の著しい変化や、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して変更を行う日の7日前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- ③ 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第3章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- ① 事業者及びサービス従事者は、サービス提供にあたって、契約者の生命・身体・財産の安全確保に配慮するものとします。
- ② 事業者は契約者の体調・健康状態から見て必要な場合には、事業所の職員もしくは契約者の主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- ③ 事業者は、契約者に対するサービスの提供について記録を作成し、利用終了から5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- ④ 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（秘密の保持及び個人情報の保護）

- ① 事業者及びサービス従事者は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た利用者若しくはその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として、次の事項については、法令上、介護保険事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
 - (ア) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - (イ) 居宅サービス事業所等との連携
 - (ウ) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - (エ) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医等への連絡等
 - (オ) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- ② 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱とします。

第 11 条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所及びサービス従業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針及びマニュアルを整備すること。
- ③ 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年 2 回以上実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

第 12 条（ハラスメント防止の為の措置に関する事項）

事業所及びサービス従業者と利用者は、ハラスメントの発生またはその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所におけるハラスメント対策の為の委員会を設置し、定期的に委員会を開きその結果に関して、介護職員その他従業者へ周知を図る事。
- ② 事業所におけるハラスメント対策の為の指針及びマニュアルを整備する事。
- ③ 事業所におけるハラスメント防止の為の研修を年 1 回以上実施する事。

第 13 条（利用者の安全確保及び職員の負担軽減の為の措置に関する事項）

事業所及びサービス従業者と、利用者の安全確保と介護現場の生産性向上、職員の負担軽減の為、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における利用者の安全確保、職員の負担軽減の為の委員会を設置し、定期的に委員会を開き、その結果に関して介護職員その他従業者へ周知を図る事。
- ② 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。（安全対策担当者）

第 14 条（業務継続計画の為の措置に関する事項）

事業所及びサービス従業者は、感染症や非常災害などの発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施する為、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 業務継続計画（BCP）を策定し、計画に沿い必要な措置を講じる事。
- ② 計画の定期的な見直しを行い、必要に応じて改善を行うこと。

第 4 章 契約者の義務

第 15 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- ① 契約者は、事業所の施設、備品、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- ② 契約者は、事業所の施設、備品について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損も

しくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか又は相当の代価を支払うもの
とします。

- ③ 契約者の心身の状態により特段配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、備品の利用方法等を決定するものとします。

第5章 損害賠償

第16条（損害賠償責任）

- ① 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に反した場合も同様とします。ただし、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償を減じることができるものとします。
- ② 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第17条（損害賠償がなされない場合）

- ① 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - (ア) 契約者が、契約締結時にその心身の状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
 - (イ) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
 - (ウ) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
 - (エ) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第18条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災等のその他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第6章 契約の終了

第19条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- ① 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用できるものとします。

- (ア) 契約者が死亡した場合
- (イ) 介護認定により契約者の心身の状況が介護保険に該当せず、自立と判定された場合
- (ウ) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (エ) 施設の減失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (オ) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (カ) 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- ② 事業者は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 20 条（契約者からの途中解約）

- ① 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- ② 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - (ア) 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - (イ) 契約者が入所した場合
 - (ウ) 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 21 条（契約者からの契約解除）

- ① 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - (ア) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約にさだめる短期入所生活介護サービスを実施しない場合
 - (イ) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
 - (ウ) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - (エ) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 22 条（事業者からの契約解除）

- ① 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - (ア) 契約者が、契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (イ) 契約者による、第 6 条第 1 項から第 5 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - (ウ) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続

しがたい重大な事情を生じさせた場合

第23条（精算）

第15条～第18条により本契約が終了した場合において、契約者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）その他条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは契約終了日から7日以内に精算するものとします。

第7章 その他

第24条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第25条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者（利用者）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

契約者代理人（契約者との関係 _____）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

連帯保証人（契約者との関係 _____）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

事業者

所 在 地 秋田県由利本荘市川口字飛鳥下 245 番地 2

事 業 者 名 秋田医療福祉株式会社

代 表 者 代表取締役 佐藤 龍馬 (印)

短期入所生活介護施設千寿苑重要事項説明書

当事業所はご契約者様に対して指定短期入所生活介護サービス（以下「サービス」といいます）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1.事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	短期入所生活介護施設 千寿苑
開設年月日	平成23年1月11日
所在地	〒015-0051 秋田県由利本荘市川口字八幡前 221 番地 3
電話番号(FAX)	0184-23-7200 (0184-23-7220)
管理者名	佐藤 龍登
利用定員	30名

(2) 事業の目的と運営方針

事業の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、宿泊サービスを提供します。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">① 事業所の介護員が、要支援・要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように配慮してサービスの提供に努めます。② 事業の実施にあたっては、利用者の人格を尊重し、また利用者の心身状況やその環境に応じて、サービスが効率的に提供されるよう配慮します。③ サービスの提供にあたっては、利用者の生命・身体・財産の安全確保に努めます。④ 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。⑤ 虐待防止の観点から、利用者の尊厳保持、人格の尊重の達成に向けて虐待防止に関する措置（虐待防止対策を検討する委員会の設置、虐待防止の為に指針作成、虐待防止に向けた研修の実施等）を講じます。当該施設従業者、関係者より虐待を受けたと思われる利用者が確認された場合、速やかにこれを指定権者に報告するものとします。

	<p>⑥ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為、業務継続計画（BCP）を策定。計画に沿い必要な措置を講じます。</p> <p>⑦ 身体拘束廃止に向けた取り組みを実施し、利用者が精神的・身体席に安全を保ち、且つ快適に過ごせる施設づくりを推進してまいります。</p> <p>⑧ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護現場での課題の抽出及び分析を行い、生産性向上に努めます。</p>
--	--

(3) 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（職員の配置は、指定基準を厳守しています。）

職 種	常 勤	職 種	常 勤
管理者	1 名	看護師	2名(内 1 名兼務)
生活相談員	1 名以上	栄養士	1 名
介護員	10 名以上	調理員	3 名
機能訓練指導員	1 名（兼務）	医師（嘱託医）	1 名

(4) 営業日、営業時間及び通常の事業実施地域

営業日	365日無休
サービス提供時間	24時間
対象地域	由利本荘市、にかほ市

2. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供いたします。

当事業所が提供するサービスについて、利用料金が介護保険から給付される場合と利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

① 介護保険の給付の対象となるサービス（利用料金が介護保険から給付される場合）

以下のサービスについては利用料金の大部分（通常9割又は8割又は7割）が介護保険から給付されます。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者が協議した上で短期入所生活支援介護計画に定めます。

<サービスの概要>

(ア) 食事

- ・ 食事の準備、介助を行います。
- ・ 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。
- ・ ご契約者の自立支援のため、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(イ) 入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。(ただし、職員の勤務体制により、同性介護者による介助ができない場合があります。)

(ウ) 排泄

- ・ ご契約者の排泄介助を行います。(ただし、職員の勤務体制により、同性介護者による介助ができない場合があります。)

(エ) 送迎

- ・ ご契約者のご希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

(オ) 機能訓練

- ・ ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復または、その減退を防止する為の訓練を実施します。

(カ) その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<利用料金：介護保険負担割合1割の自己負担分>

単位：円

区分	居室	基本料	30日を超えて 利用した場合	食費	居住費	合計
要支援1	個室	479	442	1,445	1,231	3,155
	多床室	479	442	1,445	915	2,839
要支援2	個室	596	548	1,445	1,231	3,272
	多床室	596	548	1,445	915	2,956

区分	居室	基本料	60日を超えて 利用した場合	食費	居住費	合計
要介護1	個室	645	589	1,445	1,231	3,321
	多床室	645	589	1,445	915	3,005
要介護2	個室	715	659	1,445	1,231	3,391
	多床室	715	659	1,445	915	3,075
要介護3	個室	787	732	1,445	1,171	3,463
	多床室	787	732	1,445	915	3,147

要介護 4	個室	856	802	1,445	1,231	3,532
	多床室	856	802	1,445	915	3,216
要介護 5	個室	926	871	1,445	1,231	3,602
	多床室	926	871	1,445	915	3,286

<介護保険負担割合2割の自己負担分>

単位：円

区分	居室	基本料	30日を超えて 利用した場合	食費	居住費	合計
要支援 1	個室	958	884	1,445	1,231	3,634
	多床室	958	884	1,445	915	3,318
要支援 2	個室	1,192	1,096	1,445	1,231	3,868
	多床室	1,192	1,096	1,445	915	3,552

区分	居室	基本料	60日を超えて利 用した場合	食費	居住費	合計
要介護 1	個室	1,290	1,178	1,445	1,231	3,966
	多床室	1,290	1,178	1,445	915	3,650
要介護 2	個室	1,430	1,318	1,445	1,231	4,106
	多床室	1,430	1,318	1,445	915	3,790
要介護 3	個室	1,574	1,464	1,445	1,231	4,250
	多床室	1,574	1,464	1,445	915	3,934
要介護 4	個室	1,712	1,604	1,445	1,231	4,388
	多床室	1,712	1,604	1,445	915	3,072
要介護 5	個室	1,852	1,742	1,445	1,231	4,528
	多床室	1,852	1,742	1,445	915	4,212

<介護保険負担割合3割の自己負担分>

単位：円

区分	居室	基本料	30日を超えて 利用した場合	食費	居住費	合計
要支援 1	個室	1,437	1,326	1,445	1,231	4,113
	多床室	1,437	1,326	1,445	915	3,797
要支援 2	個室	1,788	1,644	1,445	1,231	4,464
	多床室	1,788	1,644	1,445	915	4,148

区分	居室	基本料	60日を超えて 利用した場合	食費	居住費	合計
要介護 1	個室	1,935	1,767	1,445	1,231	4,611
	多床室	1,935	1,767	1,445	915	4,295
要介護 2	個室	2,145	1,977	1,445	1,231	4,821
	多床室	2,145	1,977	1,445	915	4,505
要介護 3	個室	2,361	2,196	1,445	1,231	5,037
	多床室	2,361	2,196	1,445	915	4,721
要介護 4	個室	2,568	2,406	1,445	1,231	5,244
	多床室	2,568	2,406	1,445	915	4,928
要介護 5	個室	2,778	2,613	1,445	1,231	5,454
	多床室	2,778	2,613	1,445	915	5,138

※基本料金は、「基本料」と「60日を超えた場合の基本料」の2種類いずれかが適用となります。

※上記記載の食費・居住費に関しては、下記表の4段階の例を記載しております。

<介護保険負担限度額認定>

区分	居室	食費	居住費
第1段階	個室	300	380
	多床室	300	—
第2段階	個室	600	480
	多床室	600	430
第3段階①	個室	1,000	880
	多床室	1,000	430
第3段階②	個室	1,300	880
	多床室	1,300	430
第4段階	個室	1,445	1,231
	多床室	1,445	915

※食費内訳：朝食385円・昼食500円・おやつ80円×2・夕食400円

<加算と減算>

加算項目		料金(1割)	料金(2割)	料金(3割)
送迎加算	片道	184円	368円	552円
緊急時入所受入加算	1日	90円	180円	270円
看護体制加算Ⅲ	1日	6円	12円	18円
看護体制加算Ⅳ	1日	13円	26円	39円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1日	11.3%	22.6%	33.9%
長期利用者提供減算	1日	△30円	△60円	△90円

<その他費用> ・理美容費(散髪)：実費 _____ ・外出時の喫茶料：実費 _____
 ・テレビ使用料：100円/日 _____

① ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

(ア) 利用料金（基本・加算）は、厚生労働大臣が定めた金額です。

(イ) 利用料金は、介護保険法の改正により変更される場合があります。

② 介護保険の給付対象とならないサービス（利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合）ご契約者に提供する食事及び宿泊、介護保険の給付対象とならないサービスに係わる費用は別紙利用料金表のとおり、利用料金の全額をご契約者の負担となります。経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更内容と変更する事由について、変更を行う7日前までにご説明いたします。

③ 利用料金のお支払い方法

前記①②の利用料金及び費用は、1か月ごとに計算しご請求します。

1.以下の指定口座への振り込み

金融機関：北都銀行本荘支店

口座番号：普通預金 6334990

口座名義：秋田医療福祉株式会社 代表 佐藤 龍馬

2.現金での支払い

3.指定口座引き落とし

金融機関：北都銀行本荘支店

当施設が指定する金融機関からの引き落としのみ対応可能です。

※口座引き落としをご利用の方に関しては、別途支払手数料110円をご負担いただきます。

④ 利用の中止、変更、追加

利用予定日前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止、変更又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までにケアマネージャーに申し出るとともに事業者にご連絡してください。ただしサービスの変更・追加については事業所の稼働状況により希望する日時に提供できないことがあります。この場合、他の利用可能日時を提示して協議させていただきます。

3.急変時・事故発生時のオンコール体制

①施設利用者の急変時や事故発生における緊急対応として、夜間帯もオンコール体制にて看護師が対応いたします。

4.事故発生における対応

サービスの提供時における人身事故、器物破損、災害等が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、次に沿って連絡を行うものとします。

①管理者へ連絡し、適切な指示を仰ぎます。

②人身事故においては、直ちに救急車又は主治医へ連絡し、適切な指示を仰ぎます。（必要に応じて、警察等にも連絡します）

③家族へ連絡し、事故の状況、本人の状態等を説明します。

④利用者の担当居宅介護支援専門員、その他利用している事業所等へ事故の状況、本人の状態等を報告します。

⑤必要に応じて、市へ届出し、適切な指示を仰ぐとともに、必要な措置を講じます。

5.事故発生後の対応

万が一、事故が発生してしまった場合、事実を迅速正確に整理・調査し、事故の要因分析、具体的な再発防止策を検討します。その上で、発生状況や今後の対応について家族等に十分な説明を行い、事故の経過や調査結果、改善策について詳しく記録します。また、事故報告が必要な内容については各関係機関へ届出を行うものとします。

6.苦情の受付について

当事業所では、より質の高い開かれたサービスの提供を目指すため、皆様のご相談・ご苦情に、迅速かつ適切に対応できる体制を、下記のとおり整えております。下記の窓口又は意見箱をご利用いただき、何なりとお申し付け下さい。

【担当窓口】

短期入所生活介護施設千寿苑 管理者 佐藤 龍登 TEL 0184-23-7200

【苦情等解決責任者】

秋田医療福祉株式会社 代表取締役 佐藤 龍馬 TEL 0184-23-7200

その他、下記の公共機関窓口でも相談・苦情を受け付けています。

関連公共機関	住所	電話番号
由利本荘市長寿支援課	〒015-8501 由利本荘市尾崎17番地	0184-24-6322
本荘由利広域市町村圏組合介護保険課	〒015-0871 由利本荘市尾崎17番地	0184-24-3347
秋田県国民健康保険団体連合会	〒010-0951 秋田市山王4丁目2番3号	018-862-3850
秋田県福祉サービス相談支援センター	〒010-0992 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館	018-864-2726
にかほ市子育て長寿支援課	〒018-0192 にかほ市象潟町字浜ノ田1番地	0184-32-3042

<苦情処理を行うための処理体制及び手順>

秋田医療福祉株式会社苦情解決事業運営規程に基づき適切に対応します。

1. 苦情受付担当者が苦情を受け付けます。
2. 受け付けた苦情は苦情解決責任者へ報告します。
3. 苦情解決責任者は申出者との話し合いによる解決に努めます。
4. 話し合いの結果や改善事項等を記録し、また、苦情解決結果の記録・報告を行います。
5. 個人情報に関するものを除き、実績を公表します。

<介護保険負担割合証について>

一定の所得がある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が変わる為、市より交付された介護保険負担割合証の写しを頂き、施設は介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合によって、1割又は2割又は3割の利用料の請求をさせていただきます。

<介護保険負担限度額認定について>

ご本人の資産や所得に応じて、居住費・食費部分に関して、1日あたりの上限額が設定され、補助が適応となる場合があります。負担限度額認定証が発行されている利用者様に関しましては当施設に証書をご提示ください。

<第三者評価の実施について>

第三者評価を実施しておりません。

上記の重要事項説明書の説明を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業所説明者)

所在地 秋田県由利本荘市川口字八幡前 2 2 1 番地 3

事業所名 秋田医療福祉株式会社 短期入所生活介護施設千寿苑

説明者 職氏名 _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業所説明者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(家族又は代理人)

利用者との関係 ()

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(連帯保証人)

契約者との関係 ()

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

- 附 則（平成23年6月10日）
この規定は平成23年6月15日から施行する。
- 附 則（平成27年3月25日）
この規定は平成27年4月1日から施行する。
- 附 則（平成27年7月27日）
この規定は平成27年8月1日から施行する。
- 附 則（平成28年3月14日）
この規定は平成28年3月15日から施行する。
- 附 則（平成28年4月1日）
この規定は平成28年4月1日から施行する。
- 附 則（平成29年2月20日）
この規定は平成29年4月1日から施行する。
- 附 則（平成29年3月31日）
この規定は平成29年4月1日から施行する。
- 附 則（平成30年3月16日）
この規定は平成30年4月1日から施行する。
- 附 則（平成30年7月2日）
この規定は平成30年8月1日から施行する。
- 附 則（平成30年9月12日）
この規定は平成30年10月1日から施行する。
- 附 則（令和1年9月19日）
この規定は令和1年10月1日から施行する。
- 附 則（令和2年4月15日）
この規定は令和2年5月1日から施行する。
- 附 則（令和3年3月15日）
この規定は令和3年4月1日から施行する。
- 附 則（令和3年7月9日）
この規定は令和3年8月1日から施行する。
- 附 則（令和4年9月31日）
この規定は令和4年10月1日から施行する。
- 附 則（令和5年4月25日）
この規定は令和5年5月5日から施行する。
- 附 則（令和6年3月31日）
この規定は令和6年4月1日から施行する。
- 附 則（令和6年5月31日）
この規定は令和6年6月1日より施行する。
- 附 則（令和6年7月31日）
この規定は令和6年8月1日より施行する。

個人情報の使用にかかる同意書

次に定めるとおり、私（ ）及び家族又は代表者（ ）は、秋田医療福祉株式会社短期入所生活介護施設千寿苑が、私及びその家族の個人情報を次の記載している利用目的の必要最小限の範囲内で使用、提供又は収集することに同意します。

1. 利用期間

- ・ 介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準ずる。

2. 利用目的

- ① 介護保険における介護認定の申請、更新及び変更のため
- ② 利用者にかかる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施されるサービス担当者会議での情報提供のため
- ③ 医療機関、福祉業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）及びその他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ④ 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- ⑤ 利用者の利用する介護事業所内の会議のため
- ⑥ 行政の開催する会議のため
- ⑦ 上記各号にかかわらず、緊急を要するときの連絡等の場合

3. 使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に係る目的以外には決して使用しない。また、利用者とのサービスに係る契約の締結前からサービス終了後においても第三者に漏らさない。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

4. その他

この同意書は、秋田医療福祉株式会社で運営されている事業所共通のものとする。

令和 年 月 日

利用者住所 _____

氏名 _____ (印)

家族代表者住所 _____

(利用者との関係) ()

代表者氏名 _____ (印)

秋田医療福祉株式会社

代表取締役 佐藤 龍馬 様